

大阪大学箕面キャンパスの移転に係る覚書

国立大学法人大阪大学（以下「甲」という。）と箕面市（以下「乙」という。）は、大阪大学箕面キャンパスの移転（以下、「キャンパス移転」という。）に関し、以下のとおり覚書を交換する。

- 1 キャンパス移転は、箕面市粟生間谷東地区（以下「現キャンパス」という。）から、箕面市船場東地区（以下「新キャンパス」という。）へ行うものとする。
- 2 甲と乙は、甲の教育研究の発展及び学習環境の向上並びに乙の未来に向けての活気あるまちづくりに寄与するため、キャンパス移転を推進するものとする。
- 3 甲と乙は、現キャンパスの土地建物を財源として活用する整備手法の検討を進め、新キャンパスの整備に向けて、連携・協力して取り組むものとする。
- 4 甲と乙は、新キャンパスの整備と現キャンパス跡地の有効活用について相互協力を図るとともに、さらなる緊密な連携を深め、地域の持続的な発展及び社会に役立つ多様な人材の育成・輩出を目指す。
- 5 甲と乙は、今後、さらなる具体案の検討・協議を進め、平成28年4月を目途に、合意書を締結するものとする。
- 6 この覚書に定めのない事項又はこの覚書について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、別途定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年6月17日

甲 吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学
総長 平野俊夫

乙 箕面市西小路4-6-1
箕面市
市長 倉田哲郎